

「産業 DX のためのデジタルインフラ整備事業／
受発注・請求・決済の各システムの情報連携を可能とする
次世代取引基盤の構築」
に係る公募要領

2022 年 6 月 3 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

IoT 推進部

【受付期間】

2022年6月3日(金)～2022年7月4日(月) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出書類の提出 (4) 提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/y8rhv8oef4za>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、全て PDF 形式ですが、一つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「産業 DX のためのデジタルインフラ整備事業」
受発注・請求・決済の各システムの情報連携を可能とする次世代取引基盤の構築
に係る公募について
(2022年6月3日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2022年度から2023年度まで「産業 DX のためのデジタルインフラ整備事業／受発注・請求・決済の各システムの情報連携を可能とする次世代取引基盤の構築」を実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

1. 件名

「産業 DX のためのデジタルインフラ整備事業」
受発注・請求・決済の各システムの情報連携を可能とする次世代取引基盤の構築

2. 事業概要

(1) 背景

経済産業省は Society5.0 を実現するための我が国の産業が目指すべき姿として、「Connected Industries」を提唱し（2017年3月）、NEDOにおいては2019年度より「Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」を開始し、既存産業とデジタル技術の「つながり」をはじめとして、機械、データ、技術、ヒト、組織など様々なものの繋がりによって新たな付加価値の創出や社会課題の解決に貢献するデータ共有/活用プラットフォームの先行事例構築に取り組んできました。当初は企業の自前主義や囲い込み体質により企業内にデータが留まる「データの死蔵」が課題でありましたが、プラットフォームと連携するインセンティブの構築や、オープンな設計等が功を奏し、多くの企業等と連携するプラットフォームの優れた事例が複数構築されました。このように、ある業種または限定された業種横断の領域におけるデータやシステムの連携は進展してきています。

しかし、業種間で商習慣や EDI (Electronic Data Interchange) の仕組みが大きく異なるケースや、規制によるガバナンスが省庁ごとに縦割りとなっているケース、法的論点もセットで議論が必要であるケース、複数の関係者の利害調整が必要なケース等、民間企業主導の取組ではなかなか進展しない領域も存在しています。

本事業では、経済産業省において設置された「Society5.0 に向けたデジタル市場基盤整備会議」で示されている方針のもと、様々なステークホルダーが利用するインフラやルール形成に寄与し、生活者の利便性や経済成長に寄与する、国が関与すべき重点テーマ「受発注・請求・決済に係る次世代取引基盤の構築」に関して、企業や業種をまたがるデータ連携を円滑に行うことができるデジタル基盤の構築及びその標準案や技術仕様の検討を行います。

実施にあたっては、経済産業省を中心にデジタル庁をはじめとした各省庁との連携に加え、社会システム全体及び産業構造全体を俯瞰し、全体最適化を目的としたアーキテクチャ設計を行う独立行政法人情報処理推進機構のデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（以下「DADC」という。）と密に連携します。

(2) 目的

本事業では、DADC より 2022 年 5 月に公表された「契約・決済プロジェクト 成果物経過報告」^(※)に基づいて、受発注・請求・決済に係る各機能が業種業態をまたいで連携し、一つのインターフェースであらゆる取引先とのデジタル化されたリアルタイムな取引及びデジタル化された取引

データの参照が可能となるような仮想的な次世代取引基盤の構築を行います。なお、次世代取引基盤は、単一のシステムにより成り立つ基盤ではなく、多数のシステムが自律・分散・協調して構成する仮想的な基盤となります。

本事業を通して、受発注、請求、決済に関わる一連の企業間取引を含む各業務をデジタル完結・自動化してリアルタイムに最適な相手と取引できる取引形態に変更し、従来と比較して高効率、高品質に業務遂行できること、また、次世代取引基盤に蓄積された第三者の取引データを活用した新たなサービスとして、トレーサビリティ管理やマーケットプレイス等の仕組みを構築して、例えば、カーボンニュートラルや経済安全保障、廃棄ロス削減等の社会課題解決、そして、中小企業やベンチャー企業を含めた様々なステークホルダーが活躍する産業発展を実現するなど、デジタルデータの価値最大化、新たな価値創出を目指します。

(※) https://www.ipa.go.jp/dadc/architecture/pj_contract-payment_news_202205_1.html

(3) 事業内容

本事業では、DADCが「契約・決済プロジェクト成果物経過報告」にて提示する「グリーンペーパー」、「リファレンスアーキテクチャ」及び「ビジネス・ユースケース集」を踏まえて、次世代取引基盤の構築に必要な標準的な技術仕様の設計、システムをまたぐ場合の相互運用性確保、取引データを利活用する仕組みの開発等を行います。次世代取引基盤の構成及びイメージは図1、2の通りです。

仮想的な次世代取引基盤を構成するシステム同士を連携するアーキテクチャに関する技術仕様、開発したシステムのうちインターフェースなど協調領域のシステムのソースコード、並びに実証での有効性の検証結果を報告書として纏めたものを主な成果物とします。

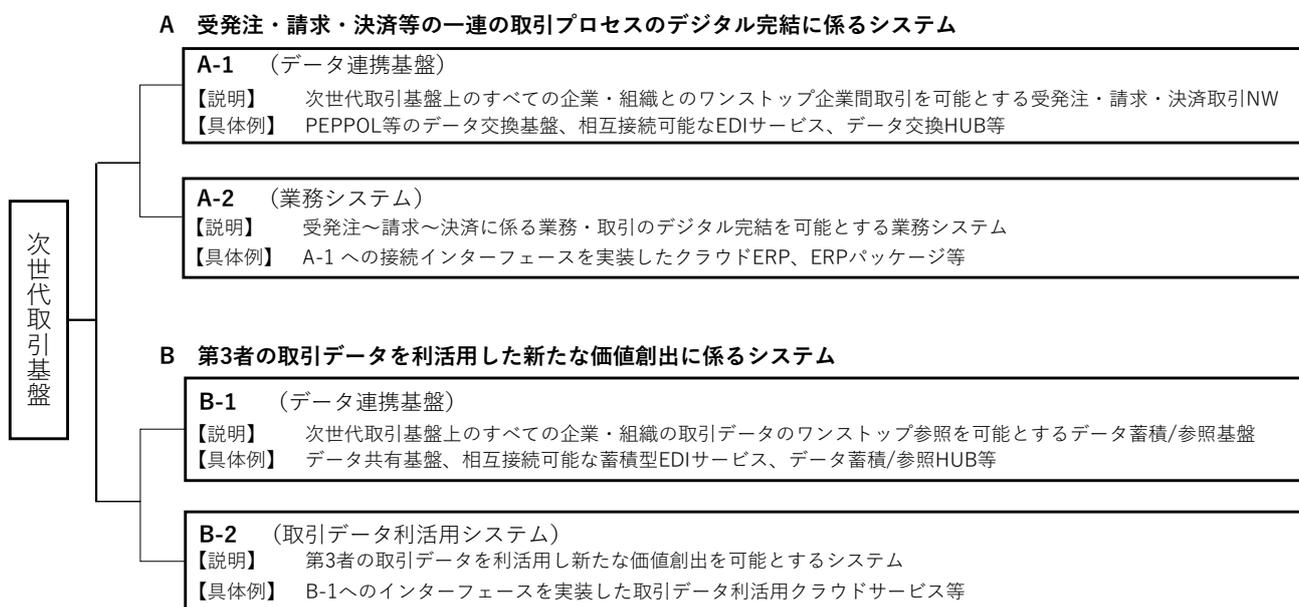


図1 仮想的な次世代取引基盤を構成するシステムの整理

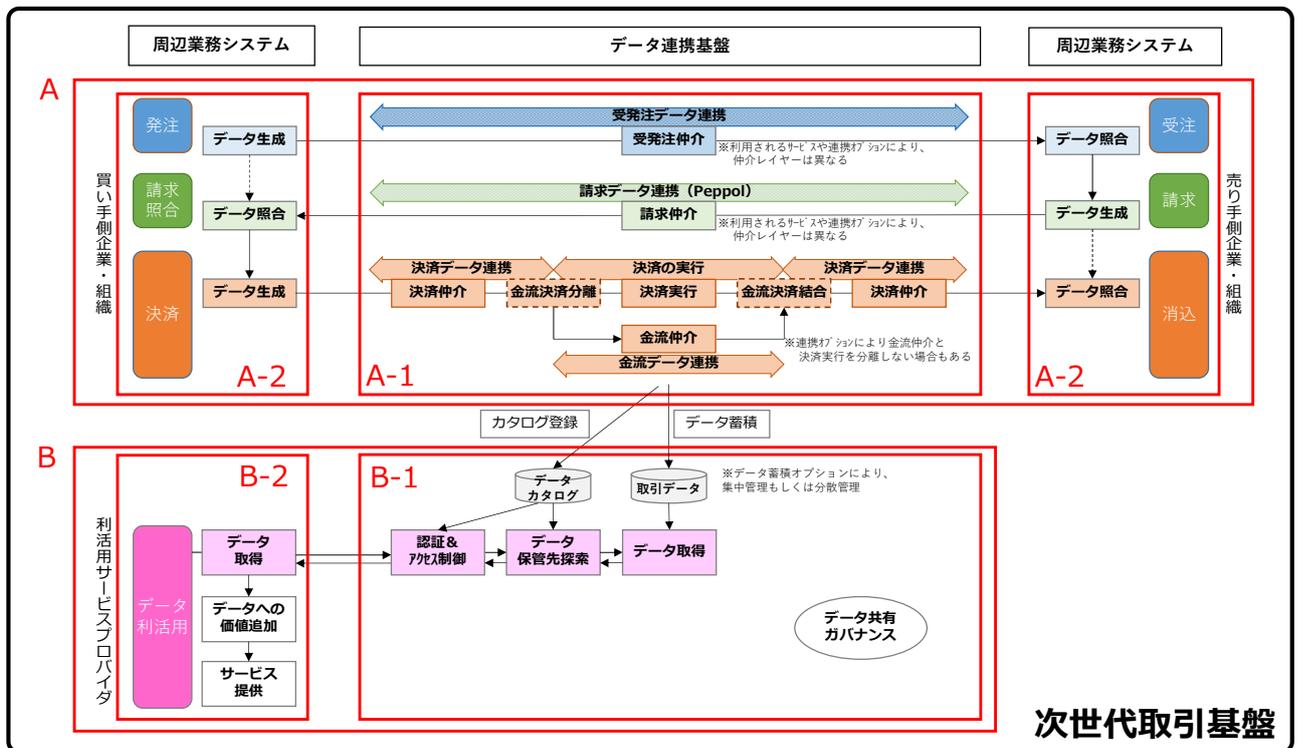


図 2 次世代取引基盤に実装される機能のイメージ

A. 受発注・請求・決済等の一連の取引プロセスのデジタル完結に係るシステムの開発・実証

<A-1>

一つのインターフェースで、次世代取引基盤を利用しているあらゆる組織とのデジタル化された取引が可能となるように、異なる EDI 等の取引プラットフォームとの相互運用性を持ったデータ連携基盤 (図 1、図 2 の A-1) のアーキテクチャ (システム構成、データ規格 (識別子を含む)、連携フローなど図 3 の赤枠部分の技術仕様) を検討し、各種標準化案の策定や実証のための試作 (図 3 A-1 の黒枠部分) を行う。アーキテクチャの検討にあたっては、DADC の提示するデータ連携オプション (グリーンペーパー及びリファレンスアーキテクチャで提示されたオプション) を踏まえること。

<A-2>

既存の ERP (Enterprise Resource Planning) パッケージ、クラウド ERP 等の受発注・請求・決済に係る業務システムに対して、DADC のリファレンスアーキテクチャを踏まえ、A-1 に接続するために必要な各種要素 (図 3 A-2 の黒枠部分) を追加する。

なお、既存のシステムでは DADC のリファレンスアーキテクチャに則った社内の受発注、請求、決済間の業務連携ができない場合に限り、その部分の開発・改修について本事業の対象とすることが出来るものとする。

A-1、A-2 の成果物を用い、買手側企業、売手側企業双方での受発注・請求・決済の各業務のデジタル完結を行うことによる有効性検証 (業務効率化の検証等) を行う。有効性検証を行う際には、NEDO と協議の上で KGI 及び KPI を設定する。

有効性検証を通して、DADC にて継続検討中の最終的に定めるべき次世代取引基盤のリファレンスアーキテクチャへの提言や、社会実装した場合の課題抽出等を行う。

具体的には、以下の要件を踏まえ、開発・実証を行うこと

<要件>

- ・ DADC の提示するリファレンスアーキテクチャを踏まえてシステムを構成すること。リファレンスアーキテクチャの各要素の検討主体については図3に示すものを想定している。
- ・ A-1 のデータ規格は、B の検討内容にも留意しながら、汎用的な（複数の業界や業種で利用できるような）ものとする（取り扱う業種業態に特徴的な部分が生じる場合は、特徴的な部分を汎用的なデータモデルで表現する手法を検討する）。なお、受発注・請求・決済それぞれの領域で、以下に示す標準のいずれかをベースとして検討することを想定している。ただし、それ以外の提案を妨げるものではない。

受発注：中小企業共通 EDI 標準、UN/EDIFACT (United Nations/Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport) 等の仲介機能間データ規格

請求：JP PINT

決済：ZEDI フォーマット、全銀フォーマット、ISO20022

- ・ A-1 に関し、B の検討内容にも留意しながら、事業者識別子、事業所識別子、品名識別子や取引識別子は、全業種業態で汎用的に利用できる手法を設定すること。その際、事業者や事業所などが新設・廃止・合併・分割するなど、識別子を変更する可能性があることにも留意すること。
- ・ A-1 に関し、取引当事者企業の KYC（本人確認）のための機能が定義されていること。
- ・ A-1 に関し、システム間でデータをやり取りするためのインターフェース（参照系・更新系 API や変換コネクタ、NW 等）を具体化すること。
- ・ A-2 のシステム（ERP、クラウド ERP など）は、A-1 で定めたデータ規格による取引データを用い、受発注・請求・決済の各業務のデジタル連携が可能であること。なお、A-2 のシステムが固有に持つデータ規格を維持した上で、A-1 で定めたデータ規格との相互変換ができるようにすることも想定している。
- ・ 次世代取引基盤の構築に当たっては、産業活性化の観点から、異なる取引プラットフォームとの相互運用性を確保するため、協調領域と競争領域を明確に定め、インターフェースなどの協調領域についてはオープンソース化を行うなど、幅広いものが利用できるようにする。また、相互運用性の確保等のために、NEDO からの要請があれば、他の委託先が構築したシステムとの接続検証に参画すること。なお、協調領域と競争領域の定義については、事業期間中に NEDO と協議の上、定めるものとする。

| | A-2 受発注 | | | A-1 受発注 | | | A-2 請求 | | | A-1 請求 | | | A-2 決済 | | | A-1 決済 | | | |
|-----------|-----------------|-----------------|---------------------------|------------------|-----------------|---------------------------|-----------------|----------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| | 仲介機能提供者 | | | 仲介機能提供者 | | | 仲介機能提供者 | | | 仲介機能提供者 | | | 仲介機能提供者 | | | 仲介機能提供者 | | | |
| | 業務機能提供者 (I/F部分) | 対業務機能 | 仲介機能 | 業務機能提供者 (業務連携部分) | 業務機能提供者 (I/F部分) | 対業務機能 | 仲介機能 | 業務機能提供者 (業務連携部分) | 業務機能提供者 (I/F部分) | 対業務機能 | 仲介機能 | 業務機能提供者 (業務連携部分) | 業務機能提供者 (I/F部分) | 対業務機能 | 仲介機能 | 業務機能提供者 (業務連携部分) | 業務機能提供者 (I/F部分) | 対業務機能 | |
| 第5層 ルール | 事業者KYC | 事業者KYC | 受発注 777777① 仲介機能間データ規格 | 事業者KYC | 事業者KYC | 受発注 777777② 仲介機能間データ規格 | 事業者KYC | 事業者KYC | 受発注 777777③ 仲介機能間データ規格 | 事業者KYC | 事業者KYC | 請求-決済間 データ連携モデル | 事業者KYC | 事業者KYC | 請求-決済間 データ連携モデル | 事業者KYC | 事業者KYC | 請求-決済間 データ連携モデル | 事業者KYC |
| 第4層 利活用環境 | 業務システム | | | 業務システム | 業務システム | | | 業務システム | 業務システム | | | 業務システム | 業務システム | | | 業務システム | 業務システム | | |
| 第3層 連携基盤 | 仲介機能が提供する連携機能 | 仲介機能が提供する連携機能 | 事業者間連携機能 | コネクタ | 仲介機能間API | 仲介機能が提供する連携機能 | 仲介機能が提供する連携機能 | PEPPOLアクセ ポイントAPI | 仲介機能が提供する連携機能 | 仲介機能が提供する連携機能 | 金融機関API | 金融機関API | 金融機関API | 金融機関API | 金融機関API | 金融機関API | 金融機関API | 金融機関API | 金融機関API |
| 第2層 データ | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 | 事業者識別子 取引識別子 |
| 第1層 インフラ | 仲介機能が提供するインフラ | 仲介機能が提供するインフラ | 事業者間連携基盤 | 産業用データ 連携基盤 | 仲介機能間ネットワーク | 仲介機能が提供するインフラ | 仲介機能が提供するインフラ | PEPPOL ネットワーク | 仲介機能が提供するインフラ | 仲介機能が提供するインフラ | 金融機関ネットワーク | 金融機関ネットワーク | 金融機関ネットワーク | 金融機関ネットワーク | 金融機関ネットワーク | 金融機関ネットワーク | 金融機関ネットワーク | 金融機関ネットワーク | 金融機関ネットワーク |

赤字 : 相互運用性確保の観点から、協調領域として設定することが望ましい領域
黒枠 : ERP、会計ソフト、SaaS等、各領域の事業者業務を担うアプリケーション
 ※ 仲介機能間データ規格、PEPPOL BIS間のデータの関係をデータ連携モデル。実際のデータ連携としては、これら2つのデータ規格間に業務システム内のエンティティへの変換が必要となるが、この一連のデータ連携を通して当データ連携モデルに示したデータ間の関係性を保つことが望ましいとして、協調領域として設定している。

- A-1 (仲介機能提供者) が、**赤字部分**を検討し標準化案を作成する。
 - A-2 (業務機能提供者) が、**黒枠部分**を決定する。
- 上記にしたがって、A1 (仲介機能提供者)、A2 (業務機能提供者) それぞれが**黒枠**の範囲を実装する。

図3 DADCの提示するリファレンスアーキテクチャに記載の各要素について想定される検討主体

B. 第3者の取引データを利活用した新たな価値創出に係るシステムの開発・実証

<B-1>

次世代取引基盤に蓄積されたすべての取引データについて、ワンストップ取得を実現するためのアーキテクチャ (システム構成、データ・メタデータ規格、データ蓄積仕様、データの真正性確保の手段、データ探索・取得インターフェース、ガバナンスルール等の技術仕様) を設計し、各種標準化案の策定やそれらに沿ったデータ蓄積・参照システム (第3者取引データの利活用システム) の試作を行う。

<B-2>

取得した第3者取引データに付加価値を付けて提供するサービス (例: GHG情報のデジタル化、需要予測など) を検討し、それを実現するシステムを構築する。
 ユースケース検討の際はDADC作成のビジネス・ユースケース集を参考にすること (例示したものとビジネス・ユースケース集の具体例以外のものを提案することは妨げない)。

B-1、B-2の成果物を用いて、利活用システムの有効性検証 (事業性や提供価値の検証等) を行う。有効性検証を行う際には、NEDOと協議の上でKGI及びKPIを設定する。有効性検証を通して、DADCにて継続検討中の最終的に定めるべき次世代取引基盤のリファレンスアーキテクチャへの提言や、社会実装した場合の課題抽出等を行う。

具体的には、以下の要件を踏まえ、開発・実証を行うこと

<要件>

- B-1に関し、取引データの探索・取得に係るインターフェースは、様々な利活用システムと連携できるように、その共通インターフェースとなるよう留意して設計すること。
- データ規格並びに事業者識別子、事業所識別子、品名識別子及び取引識別子はA-1での検討結果を踏まえること。ただし、BからA-1に対して、これらの識別子に求める要件を述べる事ができるものとする。また、取引データを利活用するために必要に応じてデータ規格や識別子を拡

充することを妨げる趣旨ではない。

- ・ B-1 に関し、第三者提供等のための取引データ開示に際してのオプトイン同意取得プロセスや当該同意を必要としないための匿名加工又は統計処理の方法が定義されていること。
- ・ B-1 に関し、取引当事者企業の KYC（本人確認）のための機能が定義されていること。
- ・ B-2 に関し、ユースケースにおける潜在的な利用者や提供者等のステークホルダーとの意見交換を行いながら、ユースケースを効率的かつ効果的に実現するために必要な要件を整理すること。
- ・ B-2 に関し、UI/UX に優れたシステムを開発するべく、開発の中途段階で、潜在的な利用者や提供者による試験的な利用を通じて、同者からのフィードバックを踏まえて、開発内容の具体化や修正等を行うなどアジャイル開発を行うことを推奨する。
- ・ ユースケースの検証に際しては、ユーザー・社会への提供価値（例：GHG 排出量削減、ロス率削減等）を設定した上で、それを最大化する仕組みについて検証すること。
- ・ 次世代取引基盤の構築に当たっては、産業活性化の観点から、異なる取引プラットフォームとの相互運用性を確保するため、協調領域と競争領域を明確に定め、インターフェースなどの協調領域についてはオープンソース化を行うなど、幅広いものが利用できるようにする。また、相互運用性の確保等のために、NEDO からの要請があれば、他の委託先が構築したシステムとの接続検証に参画すること。なお、協調領域と競争領域の定義については、事業期間中に NEDO と協議の上、定めるものとする。

【提案のパターン】

- ・ A と B は単独でも組合せでも提案可能とする。
- ・ A-1 については、受発注連携部分のみ、決済連携部分のみ、のような一部の提案を行うことも可能とする（対応する A-2 についてもそれに準ずる）。

【留意事項】

A、B に共通して、NEDO 以外にも経済産業省を中心にデジタル庁をはじめとした各省庁や DADC に対して、事業中の開発・検討状況の共有を求める場合や、これらの各省庁等から全体最適化の観点から開発仕様に対して修正を求める場合がある。

(4) 事業期間

本公募により契約を予定している期間：

NEDO が指定する日（2022 年度）から 2024 年 3 月 31 日まで

(5) 事業規模

本公募に関する 2022 年度の予算規模は約 5.6 億円です。

A、B それぞれについて、2 件程度の採択を予定しています。

なお、最終的な実施内容及び委託金額については、審査の結果及び政府予算の変更等により提案額から減額して委託することがあります。また後年度の事業規模についても、事業の進捗、成果の事業化の見通し等を踏まえ、必要に応じ、配分額の決定及び調整を行うため、当初計画から変動することがあります。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2022 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

- (1) 提出期限： 2022年7月4日（月）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。

是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/y8rhv8oef4za>

- (3) 提出方法

(2)提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑱を入力いただき、⑳㉑をアップロードしてください。⑳は別添 1～3 を PDF 形式で 1 ファイルとし、㉑は⑳に登録した以外の提出書類を、提出書類毎に PDF 形式のファイルとし、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①研究開発テーマ名 (※)
- ②提案方式 (提案内容が、公募内容全体 (A+B) の場合は「全体提案」、公募内容の一部 (Aのみ、Bのみ) の場合は「部分提案」と記載してください。)
- ③代表法人番号 (13桁)
- ④代表法人名称
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所属住所
- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑪研究開発の概要 (1000文字以内)
- ⑫技術的ポイント (※)
- ⑬代表法人研究開発責任者 (※)
- ⑭共同提案法人名及び研究開発責任者名 (複数の場合は、列記) (※)
- ⑮利害関係者 (※)
- ⑯研究体制 (担当実施項目番号と法人名を入力。)
例：実施項目1 ××会社、〇〇大学、実施項目2 △△研究所
- ⑰研究期間 (提案する研究期間を記載。)
- ⑱提案額 (提案総額を入力。)
- ⑲初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
- ⑳提出書類 (別添1~3) ((4) 提出書類のうち別添1~3をPDF形式にしてアップロード)
- ㉑提出書類 (その他) ((4) 提出書類のうち㉑に登録した以外のものを一つのzipファイルでアップロード)

※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っていますが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから①研究開発テーマ名、⑫技術的ポイント、⑬代表法人研究開発責任者、⑭共同提案法人名及び研究開発責任者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者 (本提案における事業者の研究開発の代表

者)について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出書類

【別添1～3を、1つのPDFファイルにして提出】

- ・ 提案書（別添1）
- ・ 研究開発成果の事業化計画書（別添2）
- ・ 我が国の社会変革・経済再生への貢献（別添3）

【それ以外は提出書類毎にPDFファイルにして、一つのzipファイルにまとめて提出】

- ・ 研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書（別添4）
- ・ 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について（別添4の様式3）
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添5）
- ・ NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添6）
- ・ その他の研究費の応募・受入状況（別添7）
- ・ e-Rad応募内容提案書（詳細は(5)）
- ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 直近の事業報告書
- ・ 財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求め場合があります。）
- ・ NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・ 当該提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。

きます。

- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Radポータルサイトを御確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書（CV）」については、個人情報の保護に関する法律第 22 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- v. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化に向け、並行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か。等）

vi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

(平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。)

vii. 総合評価

なお、採択審査における iv. 応募者の能力、v. 事業化による波及効果の評価については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、若手研究者(40 歳以下)や女性研究者が研究開発責任者候補もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

(参考) 中堅・中小・ベンチャー企業の定義

* 中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず(注1)、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

(ア) 「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

| 主たる事業として営んでいる業種 ※1 | 資本金基準 ※2 | 従業員基準 ※3 |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外) | 3億円以下 | 300人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含まれます。

(イ) 「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの

2. 1. のほか、産業技術力強化法施行令第6条三号ハに規定する事業協同組合等

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・提案時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（注3）の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（注3）の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア) から (エ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。

6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2022 年 6 月 3 日： 公募開始

6 月 9 日： 公募説明会（オンライン）

7 月 4 日： 公募締切

7 月下旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）

8 月上旬（予定）： 契約・助成審査委員会

8 月上旬（予定）： 委託先決定

8 月上旬（予定）： 公表

10 月上旬（予定）： 契約

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流

れないものを除く。)は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」(別添 2)を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書の記入(詳細は別添 4)

NEDO が指名・委嘱する PL 等(プロジェクトリーダー、プロジェクトリーダー代行、サブリーダー)の候補となる「研究開発統括責任者」候補を記載し、研究経歴書を提出していただきます。

また、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(詳細は別添 5)

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

(7) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(詳細は別添 6)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。(仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採扱扱いとなります。)

(8) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(9) 知財マネジメント（詳細は別添 8）

本プロジェクトは、NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

(10) データマネジメント（詳細は別添 9）

本プロジェクトは NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データがない場合】を適用します。

(11) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきま

- す。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(15) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(16) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は別添 10）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(17) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型[※]に該当する居住者を含む。）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術

のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
 - ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
 - ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(18) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注1）、又は「過度の集中」（注2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※））が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省または

NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】

- ・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(19) 研究開発資産の帰属・処分について

① 資産の帰属

委託業務（企業・公益法人等が委託先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。（約款第 20 条第 1 項）

なお、委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。

② 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第 20 条の 2 第 1 項・第 3 項）

8. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び電子メールアドレス）を 2022 年 6 月 8 日（水）16 時までに E-mail で IoT 推進部担当者（dxdi@ml.nedo.go.jp）まで御連絡ください。（様式は問いません）

日時： 2022 年 6 月 9 日（木）15 時 00 分～16 時 00 分

会場： オンライン開催

（オンライン会議システム情報等は、事前に参加者登録メールアドレスへ送付いたします）

9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2022 年 6 月 9 日（木）から 7 月 1 日（金）の間に限り以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

IoT 推進部 山岡、南雲、間瀬

E-mail : dxdi@ml.nedo.go.jp

10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

関連資料

基本計画

2022 年度実施方針

別添 1：提案書様式

別添 2：研究開発成果の事業化計画書

別添 3：我が国の社会変革・経済再生への貢献

別添 4：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者経歴書の記入について

別添 5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 6：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票について

(エクセルの原紙含む)

別添 7：その他の研究費の応募・受入状況

別添 8：NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針（第 8 版）

別添 9：NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

別添 10：契約に係る情報の公表について

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）